

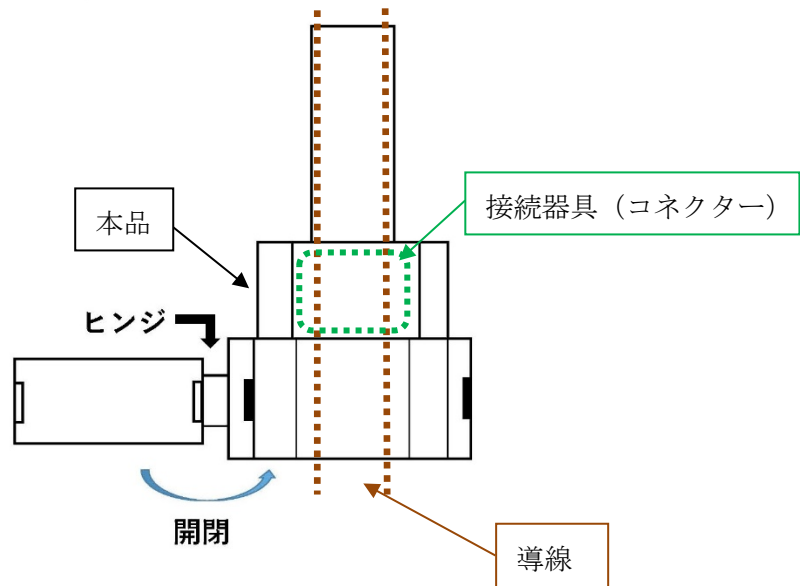
貨物概要

自動車（第 87.03 項の乗用自動車）用のワイヤーハーネスの導線の一部と接続器具（コネクタ）を保護（断線防止）するために使用するプラスチック製のカバーで、特定の車種に適合する形状のもの。自動車のエンジンルーム内にあるエアクリナー吸気ホースに取り付け、導線等を保護する。

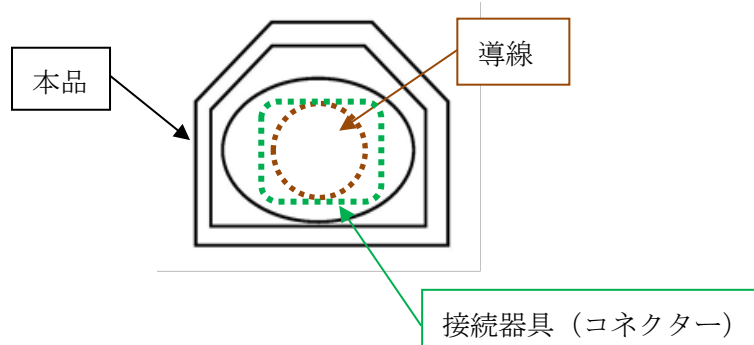
サイズ：（縦）2 cm、（横）3 cm、（長さ）5 cm

イラスト（※簡略図）

垂直方向から見た図



平面方向から見た図



分類

関税率表第 8708.99 号（統計番号 8708.99-090）の自動車部分品

分類理由

本品は、自動車のエンジンルーム内にあるエアクリーナー吸気ホースに取り付け、ワイヤーハーネスの導線の一部と接続器具（コネクター）を保護（断線防止）するために使用するプラスチック製のカバーです。

本品は、自動車に取り付けるのに適した形状（エアクリーナー吸気ホースに取り付け可能）を有しており、また、自動車用のワイヤーハーネスの導線等を保護するために接続器具等と適合するよう特に設計されたものと認められることから、自動車に専ら又は主として使用する部分品として、関税率表第 17 部注 3 及び同表第 87.08 項の規定及び同表解説第 87.08 項の記載により、同項に分類されます。

号について、本品は 8708.10 号から 8708.95 号のいずれにも該当しないことから、その他の部分品として 8708.99 号の「その他のもの」に、さらに国内細分については、「第 87.01 項のトラクター用のもの」（統計細分 010）ではないことから、「その他のもの」（統計細分 090）として上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）